

Data-Master™利用規約

2017年 4月 1日
株式会社リアライズ

Data-Masterサービス利用規約 目次

第1章 総則.....	3
第2章 契約等.....	4
第3章 提供条件等.....	5
第4章 契約者の義務等.....	5
第5章 利用の中止、停止.....	6
第6章 料金等.....	6
第7章 損害賠償.....	7
第8章 利用契約の解除.....	8
第9章 機密保持等.....	8
第10章 その他.....	10

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 株式会社リアライズ（以下「当社」）は契約者に対し、この「Data-Master サービス 利用規約」（以下「本規約」）に基づき、Data-Master サービス（以下「本サービス」）を提供します。

2 契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

(本規約及び本サービスの内容の変更)

第2条 当社は、本規約及び本サービスの内容を変更する 60 日前までに電子メール、書面又は当社が適切であると判断した方法で契約者に本規約の変更内容及び本サービスの変更内容を通知することにより、本規約及び本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(当社からの通知)

第3条 当社は、電子メール、書面又は当社が適切と判断する方法・範囲で、契約者が本サービスを利用するうえで必要な事項を契約者に通知するものとします。

2 前項に定める通知は、電子メールによりなされる場合には、当社が当該通知の内容を電子メールで送信した時点から効力を有するものとします。また、前項に定める通知は、郵送によりなされる場合には、当該通知が契約者に到達した時点から効力を有するものとします。

(用語の定義)

第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
本サービス	利用契約に基づき当社が提供するサービスを指し、その詳細は当社が別途提供する「Data-Master サービス仕様書」に定めるものとします。
利用契約	本規約に基づき締結される本サービスを利用いただくための契約
販売代理店	本サービスの販売、利用契約締結の仲介等を行う当社が指定する事業者
契約者	当社と利用契約を締結している方
ASP 事業者	契約者に、本サービスを介してアプリケーションサービスを提供する事業者
ASP サービス	ASP 事業者により提供されるサービス
ASP センタ	ASP 事業者が、ASP サービスを提供するための設備を置く事業所
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
契約者電気通信設備	本サービスの利用のために契約者が設置する電気通信設備

(本サービスの利用開始日及び利用期間)

第5条 本サービスの利用開始日は、別途当社から契約者に通知します。なお、当社は第 3 条（当社からの通知）に定める方法により利用開始日を契約者に通知するものとします。

2 本サービスの利用期間は利用契約に定めるものとし、利用期間の満了 3 ヶ月前までに契約者又

は当社から別段の意思表示がない場合には、本サービスの利用期間はその満了日の翌日からさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後も同様とします。

(権利義務譲渡の禁止)

第6条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本サービスに関する契約上の権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとし、以後も同様とします。

(販売代理店による業務遂行)

第7条 利用契約が販売代理店の仲介により成立した場合には、第8条の利用契約の締結等の手続き、第16条の料金等の請求手続き及び受領、第23条に基づく契約者からの通知の受領、又は利用契約期間中の当社からの通知の全部若しくは一部を当該販売代理店が当社に代わって行うことがあります。

2 販売代理店により前項の業務が行われている場合において、当社が、当該販売代理店の当該業務遂行の継続が困難であると判断したときには、契約者へ通知の上、当該業務の全部又は一部を、当社又は当社が指定する別の販売代理店によって実施することとし、契約者はこれに同意するものとし、以後も同様とします。

3 当社と販売代理店のパートナー契約が終了したときには、契約者へ通知の上、当該業務の全部を、当社又は当社が指定する別の販売代理店によって実施することとし、契約者はこれに同意するものとし、以後も同様とします。

第2章 契約等

(利用契約の締結等)

第8条 本サービスを利用しようとする方は、当社と利用契約を締結するものとし、以後も同様とします。

2 利用契約は、本サービスを利用しようとする方（以下「本件利用希望者」という。）が、本規約の内容を承諾のうえ当社所定の「利用申込書」（以下「本件利用申込書」という。）により当社に直接または販売代理店を通じて申込みを行い、当社が「利用承諾書」を交付することにより成立します。なお、本件利用希望者は本規約の内容を承諾のうえ、かかる申込を行うものとし、本件利用希望者が申込を行った時点で、当社は、本件利用希望者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。また、本規約と利用契約の規定が異なるときは、利用契約の規定が本規約に優先して適用されるものとし、以後も同様とします。

3 利用契約の内容の変更を希望する契約者は、当社と利用変更契約を締結していただきます。利用変更契約は別途当社が定める方法により、契約者が当社に直接または販売代理店を通じて変更申込みを行い、当社がこれを承諾したときに成立します。

4 当社は、前各項その他本規約の規定にかかわらず本件申込希望者または契約者が次のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことがあります。

- (1) 当社の提供するサービスに関する金銭債務の不履行、その他当社との契約等に関する違反を理由として当該契約を解除されたことがあるとき
- (2) 本件利用申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) その他、当社が不相当と判断したとき

第3章 提供条件等

(一時的な中断及び提供停止)

第9条 当社は、次の場合には、契約書への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障等により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2 当社は前項に定める他、本サービス用設備等の定期点検を行うための時間を別途第3条（当社からの通知）の規定に従い契約者に通知するものとし、契約者は当該時間帯においては、本サービスを利用できなくなる場合があることを承諾するものとします。

3 当社は、契約者から第21条（提供停止及び当社からの利用契約の解除）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金等の未払いその他利用契約等に違反した場合には、当該契約書への通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4 当社は、前三項に定める理由により本サービスを提供できなかったことにより契約者又は第三者（他の契約者を含む。以下同じ。）が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(通信利用の制限等)

第10条 当社は、天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2 当社は、本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用又は運営に支障を与える行為があった場合、通信の利用を制限することがあります。

第4章 契約者の義務等

(契約者の維持責任)

第11条 契約者は、本サービスの利用に必要な契約者側の電気通信設備を正常に稼働するよう維持するものとします。

(禁止行為)

第12条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の事前の承諾なく第三者に本サービスを利用させること。
- (2) 第三者、当社、及び本サービスを差別もしくは誹謗中傷もしくは特定の地域を名指しす

る等の方法により他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損すること。

- (3) その行為が前2号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはること。
 - (4) その他、当社が不適切と判断する行為。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して、本サービスをき損したときは、当社が定める期日までにその修繕等に必要と当社が認める費用を支払っていただきます。
 - 3 契約者は、本サービスの利用に関し法令等に違反若しくは違反するおそれのある行為又は公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報等を他人に公開する行為を行わないものとします。

第5章 利用の中止、停止

(利用中止)

第13条 当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスの保守上やむを得ないとき
 - (2) 第10条（通信利用の制限等）の規定により、本サービスの利用を中止するとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者にお知らせします。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第14条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月を上限として当社が定める期間（第1号に該当するときは、料金その他の債務が支払われるまでの間）その本サービスの一部または全部の利用を停止することがあります。

- (1) 契約者が料金その他の債務について、支払期限を超過してもなお支払わないとき
 - (2) 契約者が利用契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき
 - (3) 第12条（禁止行為）の規定に違反したとき
 - (4) ASP事業者から当社への申告があったとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスを利用停止するときは、その理由、利用停止をする日及び期間をあらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 料金等

(利用料金)

第15条 本サービスの利用料金（以下「利用料金」という。）は、申込書記載の通りとします。

- 2 契約者は、第19条（責任の範囲）第2項に規定する不可抗力及び第3項に規定する当社の責に帰さない事由により契約者が本サービスを利用することができなかった状態が生じたときであっても、利用料金の支払いを要します。但し、当該状態が14日間継続した場合にはこの限りではあ

りません。

(利用料金等の請求及び支払)

第16条 当社は、契約者が利用するサービスにかかる利用料金につき、契約者に請求するものとします。

- 2 契約者は、利用料金及び消費税相当額を、当社または販売代理店所定の請求書記載の方法により、請求書に定める支払期限（以下「支払期限」という。）までに当社に支払うものとします。支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(端数整理)

第17条 利用料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てられるものとします。

(延滞利息)

第18条 契約者は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし支払期限の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 損害賠償

(責任の範囲)

第19条 当社は、本サービスの完全性、正確性、適法性、有効性を保証するものではなく、契約者は、自己の責任において本サービスを使用するものとします。

- 2 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、その他自己の責に帰すことのできない事由（以下「不可抗力」という。）による本サービスの提供に関する履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し何らの責任を負わないものとします。不可抗力による履行遅滞又は履行不能には、当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等によるものを含むものとします。
- 3 ASP事業者側の都合等、本サービスに関する当社の責に帰さない事由により生じた損害等について、当社は何らの責任を負わないものとします。
- 4 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合又は契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。
- 5 本サービスは第三者の権利を侵害していないことを、当社が合理的に知りうる限りにおいて保証します。

(免責)

第20条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、一切その責を負わないものとします。但し、当社の不法行為、故意または重過失が原因のときはこの限りではありません。

第8章 利用契約の解除

(提供停止及び当社が行う利用契約の解除)

第21条 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの提供を一時停止又は利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 当社への利用申込内容、利用変更内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明した場合
- (2) 支払期限の翌日から起算して1ヶ月間、支払停止又は支払不能となった場合
- (3) 手形又は小切手が不渡りを受け若しくは銀行取引支払停止処分を受けた場合
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立があったとき又は租税滞納処分を受けた場合
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき又は清算に入ったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (8) 契約者が本契約に違反し、当社又は販売代理店から相当期間の定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しない場合
- (9) 利用契約等を履行することが困難と想定される事由が生じた場合
- (10) 前各号のほか、契約者並びに当社間の信頼関係を著しく損なう行為があった場合

2 契約者は、前項による利用契約の解除、本サービスの一時停止があった時点において、未払いの利用料金等又は支払遅延損害金のある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第22条 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、本サービスの廃止日をもって利用契約を解除するものとします。

- (1) 本サービス廃止日の3ヶ月前までに契約者に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスの提供が不可能となった場合

2 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合における利用料金の支払については、既に廃止日以降の料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。なお、この場合、その利用料金に係る既に支払われた消費税及び地方消費税相当額についても返還します。

(契約者が行う利用契約の解除)

第23条 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、そのことを1ヶ月前までに書面により当社に直接または販売代理店を通じて通知していただきます。但し、第13条第1項に規定する利用中止および第2項に規定する利用中止のうち第10条第1項に該当する利用中止、第19条(責任の範囲)第2項に規定する不可抗力及び第3項に規定する当社の責に帰さない事由により、契約者が本サービスを利用することができなかつた状態が14日間継続した場合には、契約者は利用契約を即時解除できるものとし、当該期間の利用料金の支払いを免れます。

第9章 機密保持等

(機密保持)

第24条 契約者及び当社は、本サービスの提供及び利用に際して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供された個人情報以外の情報であって、相手方が機密である旨表示したものの(以下「機密情報」という。)について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第4項に定める者に使用させる場合を除き、機密情報を開示しないものとします。

2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとします。

(1) 既に公知のもの又は自己の責に帰することのできない事由により公知となったもの

(2) 既に保有しているもの

(3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

(4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの

(5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

(6) 第三者が権利を有するソフトウェアの著作権保持者より開示を義務付けられているもの

3 当社は、契約者から提供を受けた機密情報を、本サービスを提供するために必要な範囲に限り使用するものとし、複製、改変が必要なときは、事前に契約者から承諾を得るものとします。なお、契約者から提供を受けた機密情報を、本サービスの品質向上のために複製および改変する場合は、その承諾は必要ないものとします。

4 契約者及び当社は、本サービスを提供するために必要な範囲において、自己の役員、従業員に対して機密情報を開示できると共に、本条と同等以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。但し、第三者に開示した機密情報の機密保持について、相手方に対して本規約の責任を負うものとします。

5 第1項にかかわらず、契約者及び当社は、法令等に基づき、開示を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。但し、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に(緊急止むを得ない場合には、事後速やかに)相手方に対して当該開示について通知するものとします。

6 契約者及び当社は、機密情報の提供、受領については、書面をもって行うものとします。

7 本条の機密保持義務は、利用契約が終了した後、1年間継続するものとします。

(個人情報)

第25条 当社は、契約者の個人情報を、当社のホームページに掲示する「プライバシーポリシー」に基づき機密として保持するものとし、本サービスの提供に従事する者に使用させる場合を除き、個人情報を開示しないものとします。

2 契約者は、本サービス利用のため当社より提供を受けた個人情報を本サービス利用の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

3 第1項にかかわらず、当社は、次の各号の一に該当する場合は、契約者からの個別の同意を得ることなく、当社は個人情報を開示することができるものとします。

(1) 当社が、本サービスを提供するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合

(2) 当社が本サービスの向上を検討するために必要な範囲で、個人情報の集計及び分析を第三

者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合

- (3) 当社が個人情報及び前号の集計及び分析等により得られた統計データを、個人を識別又は特定できない状態で当社の提携先その他の第三者に開示する場合
 - (4) 裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い個人情報の開示を要求された場合
- 4 当社は、前項に基づき個人情報を開示する場合、開示する個人情報を開示する目的の実現に最低限必要な範囲に限定するとともに、前項第3号及び第4号の場合を除き、開示する相手方に対し本規約により当社が負うのと同等の機密保持義務を課すものとします。
- 5 当社は、個人情報の集計及び分析等により得られた統計データについて、個人を識別又は特定できない状態に加工したうえで当社の事業に利用（第三者への開示を含む。）することができるものとします。

第10章 その他

(著作権等)

第26条 本サービスにおいて当社が提供するホームページ等のコンテンツ、画面デザインその他一切の著作物の著作権は、当社又は当社が定める者に帰属するものとします。契約者は、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

(反社会的勢力との関係排除)

第27条 契約者及び当社は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。

- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
 - (2) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (4) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
- 2 契約者及び当社は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
- 3 契約者又は当社は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 4 契約者又は当社は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について本規約に基づく損害賠償を請求できるものとします。

(再委託)

第28条 当社は、契約者から特段の承諾を得ることなく、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を再委託することができるものとします。

(提供区域・準拠法)

第29条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

2 本規約、利用契約等及び利用変更契約等の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

(管轄裁判所)

第30条 利用契約等に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

(協議)

第31条 利用契約等に定めのない事項その他本規約の条項に関し疑義を生じたときは、契約者と当社で協議のうえ円満に解決を図るものとします。

2 利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、有効となるために必要な限度において限定的に解釈されます。

附則

(実施期日)

本規約は2017年3月1日から実施するものとします。

(最終更新日：2017年4月1日)